# 留萌市の環境

～　平成３０年度版　～

～　美しい故郷を未来の世代に引き継ぐために　～

# 《 目 次 》

## 第１章　環境施策


１．留萌市環境基本条例 …… １
２．留萌市環境基本計画 …… １
３．留萌市地球温暖化防止実行計画 …… １
４．環境学習事業 …… ２
５．環境の日・環境月間 …… ２
６．お茶の間トーク …… ２
７．留萌の街をきれいにする週間 …… ３
８．クリーンアップ日本海 …… ３
９．ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ（クールチョイス） …… ４
１０．環境緑地保護地区、自然環境保護地区 …… ４


## 第２章　環境調査事業


１．水質関係 …… ５
２．大気関係 …… ９
３．騒音、振動関係 …… １０
４．土壌関係 …… １１
５．悪臭関係 …… １１
６．公害苦情処理の状況 …… １１


## 第３章　一般廃棄物の状況


１．一般家庭ごみ収集実績 …… １２

# 第１章　環境施策

## １．留萌市環境基本条例

地球温暖化や廃棄物をはじめとした今日の環境に関する問題は深刻となっており、これらに対処していくためには、大量生産、大量消費、大量廃棄といった経済社会のあり方や、私たちのライフスタイルそのものを見直していく必要があります。

留萌市では現在の環境をより良く、さらに健全で恵み豊かなものにするため市民、事業者、市が自らの課題と考え、連携・協力し積極的に環境保全に取組んでいくことで環境への負荷を減らし、将来を担う子どもたちが安心して暮らせる社会をつくるために、平成１５年３月に「留萌市環境基本条例」を策定し、同年４月１日から施行しております。

本条例は「留萌の街をきれいにする週間」や「環境と調和した農業及び漁業の促進」、「環境美化の推進」、「快適な冬の生活環境の保全及び創造」など地域に密着した内容が盛り込まれています。

私たちが健康で文化的な生活を営むためには、健全で恵み豊かな環境を保全する必要があり、さらにこれらを将来の世代へ受け継いでいくことが求められています。

## ２．留萌市環境基本計画

今日の環境問題は複雑かつ多様化してきており、環境への負荷の要因は事業活動に伴うものばかりではなく、日常生活の営みの中で必然的に生じるものもその多くを占めるといわれています。

本市においては、環境保全の枠組みを示す「留萌市環境基本条例」が平成１５年４月１日から施行しており、また、同条例第８条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「留萌市環境基本計画」を策定し、平成１８年４月から施行しています。（現在は第２期留萌市環境基本計画として平成２９年４月１日から施行）

本計画は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、条例で定められた４つの基本理念を実現することを目的とし、また、望ましい環境像を、美しい故郷を未来の世代に引き継ぐために「環境意識の高い市民が集う快適環境都市るもい」としています。

計画策定後は、計画の周知を図るとともに、日常生活の中でできる環境保全行動（ライフスタイル）の啓発や、環境意識の向上に努めています。

## ３．留萌市地球温暖化防止実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第８条の規定に基づき、平成２０年３月に留萌市地球温暖化防止実行計画を策定しました。

この計画は、平成１８年度を基準とし、平成２４年度までの間で二酸化炭素の排出量を３％削減することを目標としたもので、温室効果ガスの排出抑制の取り組みとして、二酸化炭素の排出を削減することとし、省エネルギーの推進、省資源の推進、廃棄物抑制の推進の３つを柱に進めてきました。

その後、平成２５年に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、市としても本計画の目標を引き続き踏襲してきた中において、平成２７年度には、平成１８年度比の二酸化炭素排出量が１０．１％削減されております。

現在は、地球温暖化対策の推進に関する法律第２１条第１項の規定に基づき、平成２９年に策定

した第２次留萌市地球温暖化防止実行計画（対象期間：令和３年度まで）の推進を図っています。

## ４．環境学習講座

留萌環境ネットワークとの協力により、健全で恵み豊かな留萌の環境を将来の世代へつなげていくため、市民の自発的な環境保全に関する取り組みの推進を図ることを目的に「市民環境学習講座」を開催しています。

１１月１４日には、環境カウンセラーの中村恵子氏を講師に招き、「私たちの実践で創ろう持続可能社会　～ＳＤＧｓを意識した環境に配慮した暮らし方～」をテーマとした講座を開催、約４０名の市民が、環境へ配慮することはコストの削減にも繋がるとのことを念頭に行動していくことが大切であると認識しました。

## ５．環境の日・環境月間

「環境の日」とは、１９７２年６月５日からスウェーデンのストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたもので、国連では６月５日を「世界環境デー」とし、日本では、平成５年１１月に制定された「環境基本法」によりこの日が定められています。

また、環境省の主唱により、６月の１ヵ月間を「環境月間」とし、全国で環境に関する様々なイベントが行われています。

留萌市では、広く市民や事業者に対し、環境保全についての関心と理解を深め、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めることを目的に、中央公民館（６月４日～８日）、るもいプラザ（６月１１日～１５日）、はーとふる（６月１８日～２２日）において、環境パネル展を開催しました。

## ６．お茶の間トーク

町内会や市内の各種団体から依頼を受け、市役所の各担当職員が意見交換（出前トーク）や新しい制度等の住民説明会（出張トーク）を行っています。

環境保全課のメニューは、「留萌市環境基本計画」、「地球温暖化防止対策」、「ごみの分別について」となっています。

特にごみの分別については、日ごろから皆さんが疑問に思っている内容や間違いが多いごみなどを具体的に説明し、分別排出の向上を図っています。

## ７．留萌の街をきれいにする週間

市民及び事業者の間に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、清潔で住み良い生活環境づくりを目指すため、留萌市環境基本条例において、春（５月２４日～５月３０日）と秋（９月２４日～１０月１日）にそれぞれ規定しています。

主な内容としては、町内会や事業所による地域内の清掃活動、クリーンステーション管理などで、平成３０年度の町内清掃には、１２４団体、４,３８２人が参加し、７,８８０㎏のごみが回収されました。

【表１－１　町内清掃実施状況】

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 参加団体 | 124 | 118 | 111 | 118 | 124 |
| 参加人数 | 4,646 | 4,387 | 4,236 | 4,535 | 4,382 |
| 回 収 量 | 8,010 kg | 6,370 kg | 5,990 kg | 6,710 kg | 7,880 kg |

## ８．クリーンアップ日本海

日本海地域は優れた景観をもつ海岸線をはじめとし　た豊かな自然に恵まれていますが、その海岸線は投げ捨てられたごみや海から流れ着いたごみにより景観が損なわれている実態にあることから、日本海地域のイメージアップを図るため、本格的な観光シーズンを前に、一般市民・町内会・各種団体・民間企業・官公庁の参加による日本海沿岸の清掃作業を実施しています。

平成３０年度は、５月３０日（ごみゼロの日）に実施し、２８団体、７００名の参加により、５,７９０㎏のごみが回収されました。

【表１－２　クリーンアップ日本海実施状況】

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 参加団体 | 27 | 26 | 29 | 28 |
| 参加人数 | 786 | 829 | 842 | 700 |
| 回 収 量 | 6,560 kg | 6,090 kg | 5,760 kg | 5,790 kg |

## ９．ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ（クールチョイス）

「ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ（クールチョイス）」とは、２０３０年度に温室効果ガスの排出量を２０１３年度比で２６％削減するという目標達成のため、脱炭素づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化に資する「賢い選択」をしていこうという取り組みのことです。

留萌市でも平成２９年４月２７日にクールチョイスを推進していくことを宣言し、市内でのイベントや小学校での環境授業などを通じて、日常生活において可能な二酸化炭素削減の方法や大切さを啓発しています。

## １０．環境緑地保護地区、自然環境保護地区

留萌市内には、優れた自然環境を形成し、その保全を図る必要のある地域として「北海道自然環境等保全条例」に基づき、指定された地区が４ヵ所あります。

**【表１－３　環境緑地保護地区】**

| 区分 | 指定年月日 | 面積 | 特徴 |
|---|---|---|---|
| 千 望 台 | 昭和 49 年 3 月 30 日 | 247.69ha | ナラ、イタヤ等の広葉樹天然林 |
| 留萌神社 | 昭和 49 年 3 月 30 日 | 0.92ha | 神社境内のナラ、イタヤ等の樹林地 |
| 幌糠神社 | 昭和 49 年 3 月 30 日 | 2.52ha | 神社境内のトドマツ等樹林地、ナラ、イタヤ等の広葉樹天然林 |

※環境緑地保護地区～　昭和４８年１２月に制定された「北海道自然環境等保全条例」により指定された地区で、市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区。
　建築物や工作物の新・増改築、土地の形質の変更、樹木の伐採などの行為が制限されています。

**【表１－４　自然景観保護地区】**

| 区分 | 指定年月日 | 面積 | 特徴 |
|---|---|---|---|
| 峠　下 | 昭和 49 年 3 月 30 日 | 46.84ha | ナラ、イタヤ等の広葉樹天然林 |

※自然景観保護地区～　昭和４８年１２月に制定された「北海道自然環境等保全条例」により指定された地区で、森林、草生地、山岳、丘陵、渓谷、湖沼、河川、海岸等の所在する地域のうち、良好な自然景観地として保護することが必要な地区。
　建築物や工作物の新・増改築、土地の形質の変更、樹木の伐採などの行為が制限されています。

# 第２章　環境調査事業

## １．水質関係

### （１）高砂川の状況

市街地を流れる高砂川は、千鳥町（東光小学校グランド下）から高砂町を経て、留萌川に合流する流路延長約１．５㎞の小河川です。

高砂川の水質調査は、生活項目（５項目）と有害項目（９項目）をそれぞれ年１回、上流部と下流部において実施しています。

水質については、下水道の普及などにより基準値内となっており、有害項目についてもこれまで基準値を超えたことはありません。

【表２－１　高砂川水質分析調査（生活項目：毎年５月に実施）】

| 項　目 | 基準値 | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 水素イオン濃度 (pH)　(℃) | 6.0~8.5 | 上 | 7.4 | 7.2 | 7.2 | 7.3 | 7.2 |
| | | 下 | 7.4 | 7.3 | 7.2 | 7.2 | 7.2 |
| 浮遊物質 (SS)　(㎎/ℓ) | ゴミの浮遊が認められない | 上 | 85 | 4 | 38 | 30 | 31 |
| | | 下 | 67 | 4 | 9 | 9 | 8 |
| 溶存酸素 (DO)　(㎎/ℓ) | 2.0＜ | 上 | 9.1 | 8.6 | 8.8 | 8 | 11 |
| | | 下 | 8 | 8.6 | 6.9 | 6.8 | 7.9 |
| 生物化学的酸素要求量 (BOD)　(㎎/ℓ) | 10.0＞ | 上 | 1.3 | 1.7 | 1.9 | 2.8 | 1.8 |
| | | 下 | 3.8 | 3.7 | 3.5 | 3.7 | 5.4 |
| 大腸菌群数 (MPN/100mℓ) | － | 上 | 14,000 | 110 | 700 | 54,000 | 23 |
| | | 下 | 2,800,000 | 3,500,000 | 490,000 | 130,000 | 330,000 |

【表２－２　高砂川水質分析調査（有害項目：毎年１１月に実施）】

| 項　目 | 下限値 | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| カドミウム(mg/ℓ) | 0.0003 | 上 | 0.001 未満 | 0.001 未満 | 0.0003 未満 | 0.0003 未満 | 0.0003 未満 |
| | | 下 | 0.001 未満 | 0.001 未満 | 0.0003 未満 | 0.0003 未満 | 0.0003 未満 |
| 全シアン(mg/ℓ) | 0.1 | 上 | 0.01 未満 | 0.01 未満 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| | | 下 | 0.01 未満 | 0.01 未満 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 鉛(mg/ℓ) | 0.001 | 上 | 0.001 未満 | 0.001 未満 | 0.005 未満 | 0.005 未満 | 0.001 未満 |
| | | 下 | 0.001 未満 | 0.001 未満 | 0.005 未満 | 0.005 未満 | 0.001 未満 |
| 六価クロム(mg/ℓ) | 0.005 | 上 | 0.005 未満 | 0.005 未満 | 0.005 未満 | 0.005 未満 | 0.005 未満 |
| | | 下 | 0.005 未満 | 0.005 未満 | 0.005 未満 | 0.005 未満 | 0.005 未満 |
| ヒ素(mg/ℓ) | 0.001 | 上 | 0.001 未満 | 0.001 未満 | 0.001 未満 | 0.001 未満 | 0.001 未満 |
| | | 下 | 0.001 未満 | 0.001 未満 | 0.001 未満 | 0.001 未満 | 0.001 未満 |
| 総水銀(mg/ℓ) | 0.0005 | 上 | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 |
| | | 下 | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 |
| アルキル水銀(mg/ℓ) | 0.0005 | 上 | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| | | 下 | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| ＰＣＢ(mg/ℓ) | 0.0005 | 上 | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| | | 下 | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 有機リン化合物(mg/ℓ) | 0.1 | 上 | 0.01 未満 | 0.01 未満 | 0.1 未満 | 0.1 未満 | 0.1 未満 |
| | | 下 | 0.01 未満 | 0.01 未満 | 0.1 未満 | 0.1 未満 | 0.1 未満 |

## （２）副港の状況

副港は、留萌港の最奥部にあり、以前は木材の貯木場として利用されていました。

副港の水質調査は、生活項目（５項目）と有害項目（９項目）をそれぞれ年１回実施しています。

水質については基準値内となっており、有害項目についてもこれまで基準値を超えたことはありません。

**【表２－３　副港水質分析調査（生活項目：毎年５月に実施）】**

| 項　目 | 基準 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 水素イオン濃度 (pH)　(℃) | 6.0~8.5 | 7.9 | 7.5 | 7.7 | 7.9 | 8 |
| 浮遊物質 (SS)　(mg/ℓ) | ゴミの浮遊が認められない | 9 | 7 | 6 | 5 | 7 |
| 溶存酸素 (DO)　(mg/ℓ) | 2.0＜ | 8 | 7 | 7.2 | 7.8 | 10 |
| 化学的酸素要求量 (COD)　(mg/ℓ) | 8.0＞ | 1.6 | 2.6 | 2.7 | 2.9 | 3.1 |
| 大腸菌群数 (MPN/100mℓ) | － | 2,200 | 7,900 | 7,900 | 2,200 | 1,100 |

**【表２－４　副港水質分析調査（有害項目：毎年１１月に実施）】**

| 項　目 | 下限値 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| カドミウム(mg/ℓ) | 0.0003 | 0.001 未満 | 0.001 未満 | 0.0003 未満 | 0.0003 未満 | 0.0003 未満 |
| 全シアン(mg/ℓ) | 0.1 | 0.01 未満 | 0.01 未満 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 鉛(mg/ℓ) | 0.001 | 0.001 未満 | 0.001 未満 | 0.005 未満 | 0.005 未満 | 0.001 未満 |
| 六価クロム(mg/ℓ) | 0.005 | 0.005 未満 | 0.005 未満 | 0.005 未満 | 0.005 未満 | 0.005 未満 |
| ヒ素(mg/ℓ) | 0.001 | 0.001 未満 | 0.003 | 0.001 未満 | 0.001 未満 | 0.001 未満 |
| 総水銀(mg/ℓ) | 0.0005 | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 |
| アルキル水銀 (mg/ℓ) | 0.0005 | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| ＰＣＢ(mg/ℓ) | 0.0005 | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| 有機リン化合物 (mg/ℓ) | 0.1 | 0.01 未満 | 0.01 未満 | 0.1 未満 | 0.1 未満 | 0.1 未満 |

## （３）地下水の状況

明元町３丁目で湧き出ている地下水の水質検査は有害項目（３項目）を年１回８月に実施しています。

水質については、各項目とも定量下限値以下の数値となっています。

▼地下水採水の状況

【表２－５　地下水水質分析調査】

| 項　目 | 下限値 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1,1,1-トリクロロエタン (mg/ℓ) | 1 | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 |
| トリクロロエチレン (mg/ℓ) | 0.03 | 0.002 未満 | 0.002 未満 | 0.002 未満 | 0.002 未満 | 0.002 未満 |
| テトラクロロエチレン (mg/ℓ) | 0.01 | 0.0008 | 0.0006 | 0.0006 | 0.0006 | 0.0005 |

## （４）水産加工場排水の状況

１日の排水量が５０㎥未満の水産加工場の排出水の水質調査を年１回実施しています。

なお、結果が参考基準値を超えた場合には、原因や改善策について報告を受けています。

## ２．大気関係

### （１）酸性雪の状況

酸性雪は、化石燃料の燃焼や火山活動等から発生する硫黄酸化物（SOx）や窒素酸化物（NOx）等が大気中の水や酸素と反応し酸性物質が生じることにより起こる現象です。

雪解け水に酸性物質が濃縮して含まれていると植物の発芽や成長等に悪影響を及ぼすことなどが懸念されております。

留萌市内では旧市民スキー場、中央公園、神居岩公園の３地点において、２年に１回２月に調査しています。

ここ数年は各地点において酸性傾向が続いており、平成３０年度の調査結果でも全地点において酸性雪（酸性雨）の目安とされているｐＨ５．６以下となっています。

**【図２－１　酸性雪調査結果の推移（ｐＨ）】**

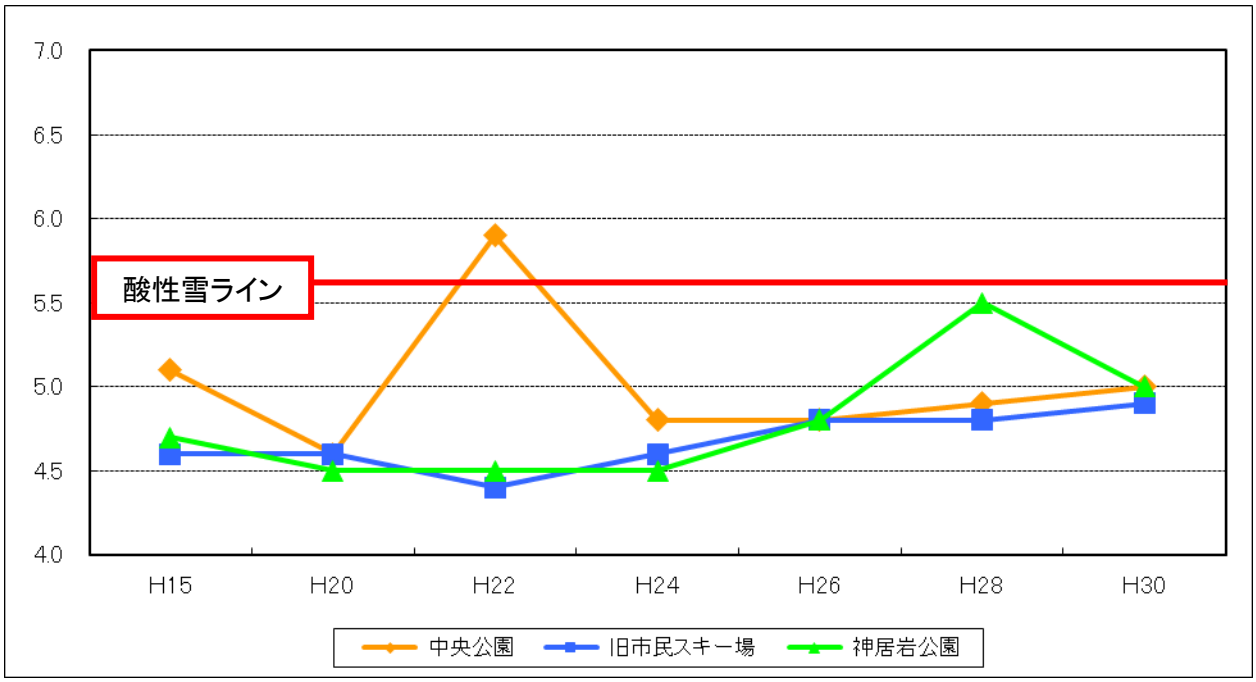


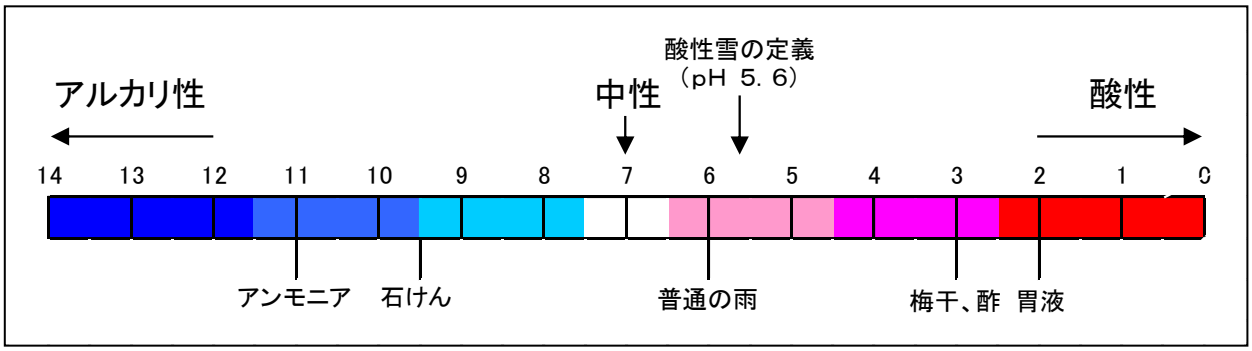

### （２）スパイクタイヤ等装着率実態調査

昭和５０年代、スパイクタイヤの使用が原因で、粉じんによる大気汚染や舗装路面の損傷などが社会問題となったことから、平成２年に「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」が施行され、留萌市は平成６年度に同法律第５条に基づく指定地域に指定されました。

緊急車両等を除き、スパイクタイヤの使用は積雪や路面凍結に限られており、平成１６年度よりタイヤの溝に装着した金属類（ピン等）もスパイクタイヤに該当することとされています。

留萌市では、毎年１１月から３月までの間、市内３ヶ所において月１回のスパイクタイヤ装着状況実態調査を実施しておりますが、ここ数年間のスパイクタイヤ（装着式スパイクピン等を含む）装着率は１％未満で推移しております。

【表２－６　スパイクタイヤ装着状況実態調査結果】

| 年度別 | スタッドレスタイヤ | スパイクタイヤ等 | 合計 | スパイクタイヤ装着率（%） |
|---|---|---|---|---|
| 平成 26 年度 | 3,419 | 7 | 3,426 | 0.20 |
| 平成 27 年度 | 3,394 | 6 | 3,400 | 0.18 |
| 平成 28 年度 | 3,468 | 3 | 3,471 | 0.09 |
| 平成 29 年度 | 3,561 | 10 | 3,571 | 0.28 |
| 平成 30 年度 | 3,516 | 2 | 3,518 | 0.06 |

## ３．騒音、振動関係

平成２３年８月に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、それまで都道府県が行っていた一般市の「自動車騒音常時監視」が、路線が所在する市に移管されたため、平成２４年度からは留萌市において「自動車騒音測定・評価」を実施しています。

調査対象７路線（市内の国道・道道）１０区間のうち、平成３０年度は国道２３２号線（塩見町）と道道留萌停車場線（末広町）の２路線２区間の測定・評価を行い、それぞれ昼、夜間とも環境基準に適合しています。

【表２－７　自動車騒音測定結果】

| 道路名 | 調査地点 | 測定値 | | 環境基準値 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 昼 | 夜 | 昼 | 夜 |
| 国道232号線 | 塩見町 | 69dB | 64dB | 70dB | 65dB |
| 道道留萌停車場線 | 末広町3丁目5 | 57dB | 44dB | | |

## ４．土壌関係

土壌のダイオキシン類調査は、市内の各公園より１ヶ所を選定し、２年に１回実施していますが、これまで環境基準とされている１，０００（pg-TEQ/g）を超えたことはありません。

【表２－８　土壌のダイオキシン類調査】

| 実施年月日 | 実施場所 | 全毒性等量(pg-TEQ/g) |
|---|---|---|
| 平成 18 年 10 月 19 日 | 港北公園 | 8.00 |
| 平成 19 年 10 月 17 日 | 浜中運動公園 | 0.84 |
| 平成 21 年 10 月 21 日 | 神居岩総合公園 | 0.70 |
| 平成 23 年 10 月 21 日 | 黄金公園 | 0.35 |
| 平成 25 年 10 月 22 日 | 沖見公園 | 0.03 |
| 平成 27 年 11 月 17 日 | 錦町公園 | 0.66 |
| 平成 29 年 11 月 14 日 | 港北公園 | 5.10 |
| 環 境 基 準 値 | | 1000.00 |

## ５．悪臭関係

留萌市は、昭和５５年４月１日より市街地のほぼ全域が悪臭防止法に定められている規制地域として適用されました。

その後、平成１７年度に塩見町の一部が新たに加わるなど、規制地域の変更により、現在では留萌市内のほぼ全域が３段階ある区域区分の中で最も厳しい基準であるＡ地域（トリメチルアミンの場合０．００５ｐｐｍ）が適用されています。

## ６．公害苦情処理の状況

平成３０年度に受理した苦情は２件でした。

苦情の通報があったら、状況を確認し、場合によっては警察や消防などと連携して対応します。

**【表２－９　公害苦情数】**

| 項目 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 大気汚染 | | 1 | 1 | 1 | |
| 水質汚濁 | | 3 | 1 | | |
| 騒音 | | | | | |
| 振　動 | | | | | |
| 悪　臭 | | 1 | 2 | | 2 |
| 不法投棄 | 1 | 1 | | | |
| その他 | | | | | |
| 合　計 | 1 | 6 | 4 | 1 | 2 |

# 第３章　一般廃棄物の状況

## １．一般家庭ごみ収集実績

平成２５年度より留萌市・増毛町・小平町で構成する留萌南部衛生組合による広域でのごみ処理が始まり、またごみ分別の種類も１７種類から現在は２３種類となっています。

一般家庭ごみの収集量は減少傾向にあり、平成３０年度は約３，９７９トンで、現在のごみ処理方式となった平成２６年度からは約４７３トン減少しています。

【表３－１　一般家庭ごみ収集量（ﾄﾝ）】

| | | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 可燃系ごみ | | 479.0 | 485.6 | 474.5 | 467.0 | 460.1 |
| 不燃系ごみ | | 1,257.8 | 1,277.2 | 1,232.7 | 1,078.1 | 1,082.7 |
| 生ごみ | | 1,018.0 | 981.1 | 955.3 | 976.2 | 924.9 |
| 粗大ごみ | | 64.7 | 61.5 | 55.7 | 59.8 | 62.9 |
| 資源系ごみ | かん・びんﾘﾀｰﾅﾌﾞﾙ | 283.5 | 271.4 | 258.7 | 257.5 | 247.6 |
| | 新聞・雑誌 | 517.2 | 499.5 | 471.8 | 439.2 | 417.8 |
| | ダンボール | 213.4 | 199.4 | 188.8 | 181.8 | 188.8 |
| | 紙パック | 8.4 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 8.1 |
| | プラ製容器 | 260.9 | 260.3 | 249.2 | 257.7 | 262.7 |
| | ペットボトル | 81.3 | 81.2 | 77.4 | 80.6 | 82.4 |
| | 紙製容器 | 115.3 | 108.9 | 101.4 | 103.8 | 104.0 |
| | 雑がみ | 47.9 | 48.3 | 45.8 | 45.3 | 44.0 |
| | 発泡スチロール | 4.0 | 3.6 | 3.6 | 3.6 | 3.4 |
| | 白色トレイ | 5.6 | 5.3 | 4.8 | 5.3 | 4.9 |
| | 金属類 | 12.4 | 12.6 | 12.1 | 13.9 | 16.1 |
| | 危険ごみ | 8.0 | 7.8 | 7.3 | 7.5 | 8.0 |
| | 小計 | 1,557.9 | 1,506.3 | 1,428.9 | 1,404.2 | 1,387.8 |
| 木くず | | 13.0 | 12.6 | 7.2 | 6.5 | 6.3 |
| 草 | | 24.1 | 24.5 | 24.1 | 26.9 | 20.5 |
| 剪定枝 | | 9.4 | 5.5 | 3.9 | 4.6 | 4.6 |
| 廃油用油 | | 5.7 | 7.6 | 7.6 | 7.6 | 7.5 |
| 小型家電 | | 23.0 | 27.0 | 19.8 | 23.3 | 22.0 |
| 合計 | | 4,452.6 | 4,388.9 | 4,209.7 | 4,054.2 | 3,979.3 |

【表３－２　綿製品回収量（kg）】

| H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 2,147 | 2,014 | 2,032 | 2,351 | 1,531 |

# 留萌市の環境

平成３０年度版

---

令和元年１２月発行

発　行　　留　萌　市

編　集　　都市環境部環境保全課環境保全係

〒０７７－８６０１　留萌市幸町１丁目１１番地
ＴＥＬ　（０１６４）４２－１８０６
ＦＡＸ　（０１６４）４３－８７７８
ＵＲＬ　http:// e-rumoi.jp
Ｍａｉｌ　seikatukankyou@e-rumoi.jp

---